

-----  
**監 査 公 表**  
-----

**監査公表第5号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、高知県知事等宛て報告を行ったところ、高知県知事等から措置結果について通知があったので、同条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和3年5月18日

高知県監査委員  
3 高行管第18号  
令和3年4月15日

高知県監査委員 様

高知県知事

定期監査の結果に対する措置結果について（通知）

令和3年2月26日付け2高監報第13号で報告のありましたうえのことについて、強く改善を求める事項のあった機関からの措置状況の報告をもとに、地方自治法第199条第14項の規定により下記のとおり通知します。

記

第1 強く改善を求める事項の該当機関

1 産業振興推進部産学官民連携センター

(1) 強く改善を求める事項

令和2年度の高知県ビジネスチャレンジ支援補助金について、支出負担行為を行わずに交付決定を行っていた。

（支出事務）

(2) 原因又は理由

当該補助金の交付決定については、担当者が文書情報システムによる回議書の決裁があれば足りると認識し、交付決定の際に支出負担行為を行っていなかったため、支出負担行為決議書の作成が遅延していたものです。

原因は、担当者の基本的な知識不足及び組織としてのチェック機能が不十分であったことによるものです。

(3) 措置状況

今後同様の誤りが発生しないよう、担当者は、通常の会計研修への出席に加え、年度当初に当センターにおいて会計専門員による初任者向け会計実務指導を受けるとともに、会計事務ハンドブック等を活用した補助金事務に関する知識の習熟を図ります。

あわせて、決裁書類に収入・支出事務のチェックシートを添付し、担当者から所属長までの確認を徹底して行うことにより、組織としてのチェック機能の強化に努めます。

2 商工労働部海洋深層水研究所

(1) 強く改善を求める事項

令和元年度の実験棟低温庫冷凍機の修繕において、請書

を徴していなかった。

(契約事務)

(2) 原因又は理由

当該修繕(715,000円)は、同時期に故障した研究棟実験室エアコン室外機の交換(94,000円)と同一のタイミングで発注を行いました。その際、30万円未満の実験室エアコン室外機の交換については請書が不要であったことから、当該修繕に関しても同様であると錯誤し、請書を徴し忘れたものです。

(3) 措置状況

再発防止のため、まずは所長が契約事務の重要性を再認識し、より一層の注意を払い、所属長としての事務を行ってまいります。

その上で、30万円超の物品購入契約の際には、担当者が決裁文書に会計事務処理フローを必ず添付することとし、チーフ(出納員)及び所長によるダブルチェックを徹底することとしました。

また、所属全体に会計事務の重要性について再度周知するとともに、出納員は会計事務に不慣れである事を十分認識し、規則の確認と会計専門員への相談を適宜行うことを徹底することとしました。

3 農業振興部

(1) 須崎農業振興センター

ア 強く改善を求める事項

令和元年度の興津地区農村災害対策整備元地池附帯工事の契約書において、1ページ(第1条~第4条)落丁していた。

(契約事務)

イ 原因又は理由

工事請負契約書については、支出負担行為(契約締結)決裁時に落札者作成の契約案を十分にチェックすべきところ、標準契約書と同じ条項に関して、担当者を始め決裁権者までの確認が不十分であったこと、また、公印審査についても、公印取扱者までの照合が不十分であったことにより生じたものです。

ウ 措置状況

決裁段階における確認漏れが主な原因と考えられますので、契約書案に契約担当者、担当チーフ、総務企画課長の3者がページ毎にチェックマークによって確認済みであることを表示のうえ、契約関係書類提出確認表に添付書類と併せて3者がチェック表示を行い、最終チェックを決裁権者が行うこと、また公印審査時については、公印取扱者の照合を徹底することで契約書の不備を防止することとしました。

(2) 農業技術センター果樹試験場

ア 強く改善を求める事項

令和元年度に締結した複写サービス契約の契約書に仕

様書を添付していなかった。 (契約事務)

イ 原因又は理由

契約書案には仕様書を添付して決裁を受けましたが、契約書の製本と契約の相手方に送付する業務は担当1人で行い、複数人による確認ができていなかったことによるものです。

また、公印審査においても、仕様書の添付抜かりに気付かず、チェック機能が働いていませんでした。

ウ 措置状況

令和2年4月20日付けで、「仕様書追加」の変更契約を締結しました。

今後は、起案、決裁及び公印審査時に、担当職員及び決裁者が会計管理局のチェックシートを活用し、添付書類の漏れ等の不備がないことの確認を行います。

また、契約書の発送前には、添付書類の漏れ等の不備がないことを上司が確認します。

(3) 農業大学校

ア 強く改善を求める事項

令和2年度の高知県立農業大学校車輛運転業務の委託契約書に仕様書を添付していなかった。 (契約事務)

イ 原因又は理由

当該契約において、施行伺には仕様書を添付していましたが、契約伺では仕様書の添付が抜かり、契約書にも仕様書を添付していませんでした。施行伺と契約伺をそれぞれ別の担当者が作成し、その際の連携や確認が十分ではなく、また、決裁の中でのチェックが不足していたことによるものです。

あわせて、公印審査においても、仕様書の添付抜かりに気付かず、チェック機能が働いていませんでした。

ウ 措置状況

令和2年9月3日付けで、契約書本体に仕様書を添付する修正を、契約の相手方の合意を得たうえで行いました。

今後は、起案、決裁及び公印審査時に、担当職員及び決裁者が収入・支出事務のチェックシートを活用し、添付書類の漏れ等の不備がないことの確認を行います。

また、契約書の発送前には、添付書類の漏れ等の不備がないことを上司が確認します。

4 土木部

(1) 中央東土木事務所

ア 強く改善を求める事項

(ア) 令和2年度の公園使用料及び河川敷占用料の占用許可等が複数年にまたがるものについて、事務処理の遅れにより4月1日に収入調定を行っていないものがあった。 (収入事務)

(イ) 令和元年度の漁港施設使用料の過誤納金について、年度中に戻すべきところ、令和2年度の歳出として返還を行っていた。(支出事務)

イ 原因又は理由

(ア) 前年度中に更新許可事務が未了のものがあることや占有者から提出された継続許可申請書を課内書棚に保管している河川占用台帳ファイルに綴じていなかったことなど、前任者からの引継ぎが十分でなかったことによるものです。

(イ) プレジャーボート管理システムで納入通知書を作成する際に収入調定書の金額と異なった金額を入力し、その誤りに気付かないまま債務者に送付した結果、60円の過誤納金が発生しました。また、収入調定を行う際に節内訳コードを誤って入力しており、過誤納金が生じた理由の把握が遅れたうえ、節内訳コードの入力誤りにより歳出更正ができなかったことから、当年度内に戻出処理を行うことができなかったものです。

ウ 措置状況

(ア) 申請書類の受付から事務完了までの進捗状況を整理する管理簿を作成し、課内で処理状況を共有・確認を行うこととしました。

管理簿は、送付された申請書類を担当チーフへ集約後、申請受付日等を担当チーフが記入のうえ、担当チーフが週1回、担当課長が月1回確認することとしました。

(イ) 納入通知書と収入調定書の金額を複数人で突合のうえ送付することとしました。

(2) 高知土木事務所

ア 強く改善を求める事項

(ア) 令和元年度の財産収入(鉄くず等売払い)及び諸収入(水道料の負担金)において、事務処理の遅れにより収入調定が遅延していた。(収入事務)

(イ) 平成31年度道路施設維持管理用原材料購入単価契約において、予定価格調書を作成していなかった。

(契約事務)

イ 原因又は理由

(ア) 財産収入(鉄くず等の売払い)については、令和元年11月に放置自転車の処分を行った際に発生した収入で、令和2年1月に処分業者から支払い明細書の提出を受けていましたが、担当者が当該明細書を手元に保管したままとなり、その後の処理を失念していたことから、令和2年3月の調定となったものです。

また、諸収入(水道料の負担金)については、種崎海水浴場に設置された仮設シャワーで使用された水道

の料金で、令和元年9月に許可の相手方から使用量の報告資料の提出を受けていたものの、担当者がその後の処理を失念し、令和2年2月の調定となったものです。

(イ) 道路施設維持管理用原材料購入の単価契約に関しては、予定価格調書の作成が必要となる基準の誤認により、本来、購入を予定する原材料の総額で判断すべきところを、個々の原材料ごとに要否を判断していたため、結果として予定価格調書を作成していなかったものです。

#### ウ 措置状況

適正な会計事務に向けて、基礎的な能力や判断力をかん養するため、会計専門員による所内会計事務研修（全職員対象）の実施や会計専門員と次長を中心とした個別対応及び相談、毎月の課長会での会計事務関係の文書や通知等の情報共有などの取組を継続しています。

また、指摘を受けた事項については、所内で背景や発生原因、改善策等をしっかり共有し、適正な会計事務に対する意識の向上、醸成を図るとともに、リスクマネジメントの取組として本年度から運用が始まった内部統制制度の「リスク評価シート」を活用し、年度途中に発生したリスクやその対応状況を振り返ることで、各々のチーム、職員それぞれが主体的に不適切な事務の未然防止や事務処理の適時の見直しをすることにも努めています。

なお、個別案件については、次のような措置を行っています。

収入調定については、受領した書類の複数人による確認やチェックリストの活用など、情報共有の体制を強化し、チーフ等による適時の進捗把握と担当への指導・助言に努め、事務処理の遅延防止、とりわけ収入調定の遅延防止の徹底を図っています。

予定価格調書については、これまで複数種類の原材料を一括した通年契約で調達を行っていましたが、今回の指摘を契機として原材料の種類ごとに必要に応じて調達するよう契約方法を変更し、今後、予定価格調書の作成漏れが生じないよう事務処理方法の見直しを行いました。

### (3) 須崎土木事務所

#### ア 強く改善を求める事項

令和2年3月に使用したガソリンチケット1枚の請求が漏れていたことが令和2年6月に判明したため、令和2年度の予算で支払っていた。（支出事務）

#### イ 原因又は理由

支払時には、複数人でガソリンチケットをチェックす

るとともに、歳出科目ごとに仕分けをする際に一覧表を作成して全体を把握するようにしていましたが、3月末から4月上旬の繁忙期を迎え、一連番号の確認が抜かっていたことによるものです。

ウ 措置状況

令和2年10月の所内会計事務研修会で今回の事案を職員間で共有したうえで、再度、複数人によるチェックの徹底を確認しました。

また、歳出科目ごとに仕分けをする際に作成する一覧表には、当該月のガソリンチケット発行枚数と発行番号を記載するようにし、「漏れがないか」を歳出科目ごとの仕訳後にも再確認するようにしました。

(4) 幡多土木事務所

ア 強く改善を求める事項

令和元年度の鶴ノ江急傾斜地崩壊対策工事において、高知県建設工事検査要領に基づく中間検査を行っていなかった。(契約事務)

イ 原因又は理由

高知県建設工事検査要領においては、「中間検査対象範囲については当初請負対象金額3,000万円以上の工事を原則とする」となっており、当初請負対象金額が33,055,000円であった今回の工事は対象となるものでしたが、当初の請負金額(契約金額)が29,172,000円であったため、中間検査が必要ではないものと誤認していたものです。

ウ 措置状況

監査での指摘について、所内事務所も含めて事例を全職員に周知しました。今後も引き続き、中間検査の有無について、課長、チーフ、担当による複数人によるチェックを実施したうえで、受注者に対し、施工計画打ち合わせ時に、検査対象工事であることを確実にお伝えするよう、所内会等で再度徹底することで再発防止に努めます。

2 高企病第787号  
令和3年3月29日

高知県監査委員 様

高知県公営企業局長

定期監査の結果に対する措置状況について(通知)

令和3年2月26日付け2高監報第13号で報告のありました、監査結果に対する措置状況を、下記のとおり通知します。

記

機関名：あき総合病院

1 指摘事項

令和元年度の旅費を支給すべき出張において、支給されていない事例があった。

## 2 措置状況

医師の旅行命令簿は、予定表及び医師からの連絡により作成しています。今回支給もれのあった3件については、医師から連絡があったものの旅行命令簿の作成を失念していたものです。

これまで旅行完結確認時に、医局秘書が整理している出勤簿と、旅費担当者が旅費システムから出力した旅行命令一覧表とを照合することで、旅行命令簿の作成もれがないかをチェックしていましたが、一覧表を旅行命令番号順で出力していたことにより確認しづらいものとなっていたことから、旅行命令がされていないことに気付かず、旅費が支給されていませんでした。

こうした誤った事務処理を繰り返すことのないよう、旅行命令簿作成時には、月ごとのカレンダーに出張者の情報を記入し、作成するたびに消し込みを行うなど可視化するようにしました。

また、旅行完結のチェック体制については、旅行命令一覧表を出力する際、部署・職員別日付順に並びかえ後、旅費の支給を伴わない命令簿の情報も加えるようにすることで、出勤簿との照合を容易かつ確実にできるようにしました。

あわせて、旅費担当者だけではなく、医局秘書と双方で旅行命令がされているかなどの確認を行うことで、旅費の支給もれが生じないようにしました。